

# CASE 3

## SNSを通じた出会いからの被害

### 【犯行手口】

- ① SNSを通じて、被疑者と女子高校生が知り合う
- ② メール等のやり取りを通じて、被疑者と女子高校生が実際に会う約束をする

### 【被害実態】

山中に車で連れて行かれ殺害される

### 【検挙】

**被疑者を殺人・死体遺棄で検挙**

### 【その他】

平成28年には、SNSの利用に起因して  
略取誘拐の被害に遭った児童が全国で20人！



**犯罪者は理解者のふりをして、子供に近づいてきます！実際に会うのは危険です！**

## 保護者の方々へ

# フィルタリングを必ず利用しましょう！

簡単な設定で、子供が必要とするアプリ (LINE、Twitter等) は使用できる状態で、有害サイトへのアクセスや使用時間の制限ができます。

インターネットを利用するゲーム機等でも設定可能です。

フィルタリングの利用は、青少年愛護条例で原則義務化されています。

フィルタリングに関する詳しいことは、各携帯電話会社等にお問い合わせください。



## 作りましょう 家庭のルール

犯罪やトラブルからお子さんを守るために、フィルタリングの利用とともに、日頃から家庭でのコミュニケーションをとり、お子さんにインターネットの危険性を教えることや、一緒に家庭のルールを作ることが大切です。

## ■ 少年問題(非行、家出、いじめ、児童虐待等)に関する相談窓口

- ・少年相談室「ヤングトーク」 **0120-786-109** (平日 9:00 ~ 17:00)  
なやんだら トーク
- ・最寄りの少年サポートセンター、警察署まで (平成30年3月31日までは、平日9:00 ~ 17:30)

<http://www.police.pref.hyogo.lg.jp/seikatu/shonen/index.htm>



兵庫県警察